第四章　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

（区分）

第二十三条　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、その用途により、大容量ホース用又は大容量吸管用に区分する。

（構造）

第二十四条　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一　パッキンを容易に交換できる構造であること。

二　パッキンは、容易に脱落しないものであること。

三　かん合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

四　かん合部には、砂その他異物が容易に入らない構造であること。ただし、特殊な構造によりその必要のないものにあっては、この限りでない。

五　かん合部は、十分な強度を有し、かん合及び離脱操作による変形等が生じないものであること。

（材質）

第二十五条　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）

二　ＪＩＳ　Ｈ　四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

三　ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）

四　ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物）

五　ＪＩＳ　Ｈ　五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

六　ＪＩＳ　Ｈ　三二六〇（銅及び銅合金の線）

七　ＪＩＳ　Ｚ　二二〇一で定める方法により採取した四号試験片を用いてＪＩＳ　Ｚ　二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが第一号から前号までに掲げるものと同等以上の強度を有するもの

2　第五条第二項の規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあっては、当該パッキンの材料について準用する。

（表示）

第二十六条　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一　製造者名又は商標

二　製造年

三　呼び径

四　装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径（ホース規格省令第四条第二項又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。）

五　使用圧

六　大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字

七　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示

八　大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあっては、その旨の表示

（準用）

第二十七条　第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十六条第八号の表示をするものにあっては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「耐荷」とあるのは「耐ごう」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（基準の特例）

第二十八条　新たな技術開発に係る消防用結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の廃止）

第二条　消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）は、廃止する。

（消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の廃止）

第三条　消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）は、廃止する。

（消防法施行規則の一部改正）

第四条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号ロ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）」に、「受け口」を「差込式受け口」に、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「同令」に改める。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第五条　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三条第三項」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第三条の表」に改める。

第十八条の八第一項第三号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に、「受け口」を「差込式受け口」に改める。